

特定施設又は発生施設を設置する工場・事業場に係る規制基準

(騒音 :平成15年3月 岡崎市告示 第75号)

(振動 :平成15年3月 岡崎市告示 第76号)

(平成18年 岡崎市規則 第56号)

区 分	騒音 (dB)			振動 (dB)	
	昼間	朝・夕	夜間	昼間	夜間
	午前8時30分 ～ 午後5時	午前7時～午前8時30分 午後5時～午後8時	午後8時 ～ 翌午前7時	午前8時 ～ 午後7時	午後7時 ～ 翌午前8時
第1種低層住居専用地域 第2種低層住宅専用地域 第1種中高層住居専用地域 第2種中高層専用住居地域	45	40	40	60	55
第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域	50	45	40	65	55
近隣商業地域 商業地域 準工業地域	65	60	50	65	60
都市計画区域で用途地域の定められていない地域	60	55	50	65	60
工業地域	70	65	60	70	65
工業専用地域	75	75	70	75	70

(注)1 規制基準は、敷地境界での値である。

- 2 騒音規制法は、第1種低層住居専用地域・第2種低層住居専用地域・第1種中高層住居専用地域・第2種中高層住居専用地域を第1種区域、第1種住居地域・第2種住居地域・準住居地域を第2種区域、近隣商業地域・商業地域・準工業地域・都市計画用途地域の定められていない地域を第3種区域、工業地域を第4種区域としている。
- 3 振動規制法は、第1種低層住居専用地域・第2種低層住居専用地域・第1種中高層住居専用地域・第2種中高層住居専用地域・第1種住居地域・第2種住居地域・準住居地域を第1種区域、近隣商業地域・商業地域・準工業地域・都市計画用途地域の定められていない地域・工業地域を第2種区域としている。
- 4 騒音関係では、近隣商業地域・商業地域・準工業地域・工業地域・工業専用地域・都市計画用途地域の定められていない地域内、振動関係では、工業地域・工業専用地域内の学校、保育所、病院・診療所(患者の入院施設を有するもの)、図書館、特別養護老人ホームの敷地の周囲50mの範囲内の基準は、表の値から5dB減じた値とする。
- 5 第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域に接する工場地域及び工業専用地域の境界線から内側50mの範囲内の規制基準は、表の値から5dB減じた値とする。
- 6 騒音特定・発生施設又は振動特定・発生施設を設置する工場等、相当程度の騒音又は振動を発生する施設を設置する工場等、騒音の規制を受ける作業を行う事業場、飲食店営業等の騒音の規制を受ける事業場に適用される基準値を示す。(ただし飲食店営業等については夜間のみ適用される)